

「総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に関する意見募集について

令和6年7月19日
内閣府地方創生推進事務局

「総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令案」について、内容の一部改正を予定しております。

つきましては、広く国民の皆様から御意見を賜るべく、本件に関する御意見を以下の要領で募集いたします。

記

1. 意見募集対象

総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令案

2. 意見募集期間

令和6年7月19日（金）から令和6年8月23日（金）まで（※当日消印有効）

3. 意見の提出方法

次のいずれかの方法により日本語にて提出してください。

なお、お電話での御意見提出は受け付けておりませんので、御了承ください。

(1) インターネット上の意見募集フォームの場合

以下のURLにより意見募集フォームにアクセスし、御提出ください。

<https://form.cao.go.jp/chiiki/opinion-0388.html>

※文字化けを防ぐため、半角カナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。

(2) 意見提出用紙を郵送する場合

別紙の意見提出用紙に記載の項目を全て御記入の上、以下の宛先に送付してください。

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎6階

内閣府地方創生推進事務局「総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令案」意見募集担当 宛て

※封書の場合は、封筒表面に「府令案に関する意見在中」と朱書きで明記してください。

4. 御意見提出にあたっての留意事項

〈お寄せいただいた御意見について〉

お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、本改正にあたっての参考とさせていただくとともに、御意見を整理した上で、主要な御意見についての考え方をホームページ上に掲載する予定です。なお、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

また、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

〈個人情報の取扱いについて〉

お寄せいただいた個人情報のうち、住所、電話番号及びメールアドレスにつきましては、御意見の内容確認及び問合せへの回答等の連絡目的に限って利用し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正な管理を行います。

〈電子メールでの提出について〉

「3. 意見の提出方法」に記載の手段での意見提出が困難な場合には、メールでの提出も可能ですので、以下のメールアドレスに送信してください（締切日必着）。

電子メールアドレス：chihososeihorei.u5k※cao.go.jp

※迷惑メール防止のため、「@」を「※」と表示しております。送信の際には、「※」を「@」（半角）に変更してください。

※メールにて御意見を提出される場合には、件名は「内閣府令案に関する意見」としてください。また、ファイル添付によるトラブル防止のため、ファイルの添付はせず、メール本文（テキスト形式）に直接御意見等を入力してください。

5. 資料の入手方法

資料は、次の方法により入手可能です。

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載
- (2) 内閣府ホームページのパブリックコメント欄
- (3) 内閣府地方創生推進事務局において配布
（東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎6階）

6. 問合せ先

内閣府地方創生推進事務局「総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令案」意見募集担当

T E L : 03-5510-2173

(別紙)

内閣府地方創生推進事務局「総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令案」
意見募集担当 宛

「総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に関する意見

氏名	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署及び担当者名)
住所	
電話番号	
電子メールアドレス	

《御意見》

<ul style="list-style-type: none">・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。）
<ul style="list-style-type: none">・ 意見内容
<ul style="list-style-type: none">・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）